

指名停止業者一覧

多治見市

No.	業者名	指名停止期間(始)	指名停止期間(終)	停止概要
1	新明和工業(株) 流体事業部営業本部中部支店	令和7年4月25日	令和7年9月24日	当該業者を含む7者が、機械式駐車場の設置工事についてあらかじめ供給予定者を決め、供給予定者が供給できるように調整を行っていたことは、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為に当たるとして、令和7年3月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによるもの。(課徴金減免制度対象事業者のため指名停止期間を2分の1に短縮)
2	新明和工業(株) 流体事業部営業本部中部支店	令和7年10月23日	令和8年3月22日	当該業者と他1者が、共同して特定特装車製品の販売価格を引き上げることを合意し、特定特装社製品の販売分野における競争を実質的に制限していたことは、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為に当たるとして、令和7年9月24日に公正取引委員会から独占禁止法違反業者として公表されたことによるもの。(課徴金減免制度対象事業者のため指名停止期間を2分の1に短縮)
3	日本交通技術(株) 岐阜営業所	令和8年1月29日	令和8年10月28日	当該業者ほか4者が、特定跨線橋点検等業務の入札において、事前に情報交換を行い、受注予定者や落札金額を決めることを繰り返していたことは、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為に当たるとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令を受けたことによるもの。
4	ジェイアール東海コンサルタンツ(株)	令和8年1月29日	令和8年6月28日	当該業者ほか4者が、特定跨線橋点検等業務の入札において、事前に情報交換を行い、受注予定者や落札金額を決めることを繰り返していたことは、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為に当たるとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令を受けたことによるもの。(課徴金減免制度対象事業者のため指名停止期間を2分の1に短縮)
5	大日コンサルタント(株)	令和8年1月29日	令和8年6月28日	当該業者ほか4者が、特定跨線橋点検等業務の入札において、事前に情報交換を行い、受注予定者や落札金額を決めることを繰り返していたことは、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為に当たるとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令を受けたことによるもの。(課徴金減免制度対象事業者のため指名停止期間を2分の1に短縮)

指名停止業者一覧

多治見市

No.	業者名	指名停止期間(始)	指名停止期間(終)	停止概要
6	(株)トーチコンサルタント 岐阜事務所	令和8年1月29日	令和8年6月28日	当該業者ほか4者が、特定跨線橋点検等業務の入札において、事前に情報交換を行い、受注予定者や落札金額を決めることを繰り返していたことは、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為に当たるとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令を受けたことによるもの。(課徴金減免制度対象事業者のため指名停止期間を2分の1に短縮)
7	丸栄調査設計(株)	令和8年1月29日	令和8年10月28日	当該業者ほか4者が、特定跨線橋点検等業務の入札において、事前に情報交換を行い、受注予定者や落札金額を決めることを繰り返していたことは、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為に当たるとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令を受けたことによるもの。